

平成23年度第3回山梨県後期高齢者医療懇話会議事録

日 時	平成24年1月20日（金）午後2時
場 所	山梨県自治会館 2階 研修室3
出席者	被保険者を代表する委員 水上秀克（老人クラブ）・輿水 泉（老人クラブ） 山口 昇（老人クラブ）・ 医療関係団体を代表する委員 島田和哉（医師会）・保坂裕幸（歯科医師会） 学識経験者その他の有識者を代表する委員 中澤卓夫（県福祉保健部）・戸田 知（社会福祉協議会） 医療保険者等を代表する委員 池川正美（健康保険協会）・赤岩三郎（健康保険組合連合会） 保坂和則（国保連合会） 広域連合 小野事務局長・三好事務局次長・武井業務課長 河野会計管理者・小林給付担当リーダー・若尾資格担当リーダー 大久保庶務担当リーダー・旗持総務担当
欠席者	被保険者を代表する委員 米山富子（老人クラブ）・幡島カオル（老人クラブ）
傍聴人	なし
報道関係者	なし
懇話事項	1 「山梨県後期高齢者医療制度広域連合第2次広域計画（案）について」事務局により説明 2 「保険料の改定について」事務局により説明 2 その他 その後、各委員より下記のとおり意見がでた。

記

- 所得割につきましては、全体の賦課額の中から何割を何対何に分けるという通常で、均等割額は前の時点に比べて、5,000円ぐらい22・23年度よりプラスになっている。所得割率で実際においては、各世帯の所得は増えているのか、むしろかなり減っていると思うが。22・23年の算定したときと今の時点で、減っているから率を増やしたのか。
- 全国平均よりかなり低い形で配慮はしていただいているということは判るが、それにも関わらず率が増えるということは、医療費の方が多くなるからやむおえないという解釈で良いのか。
- 料金を決めるのに医療費がいくら掛かるから、所得割、均等割を決めるのですか。所得があり均等割のものがあつた上で医療費が出来て、赤字になるか黒字になるかではないんですか。今の説明ですと医療費がいくらあるから100あるから均等割50で、所得割

が50だと、じゃあ30だ、80だと区別する、答えが出て頭を付けている普通は、頭が出てきて医療費がいくらになって赤字がいくら出るんだ、黒字がいくら出るんだと思っています。

- 基金の方が12億3千万入れてあるんですけど、実際剰余金を取り崩してしまうと後いくら残っているのか残りそうというのか、まだ平成23年度決算を打ってないと思うんですけど。赤となった時、基金が残っていないと、それに補てんできないと思いますがどうでしょうか。
- おっしゃるとおり危惧しています。あくまで23年度は決算を打ってはおりませんので見込みでの12億3千万、基本的に剰余金は給付基金ということでそれを積み立てます。それは単年度で決算をしまして残高の2分の1以上を積み立てるということになっておりますので毎年毎年、残高を会計管理者の先程のご説明のとおりですね、一般的には予算的には歳入・歳出0で組むんですけど、どうしても多少余裕を見ているもので残高が出ます。それを2分の1以上を剰余金として積み立ておいて、それを23年度までにであろうと見込まれる金額が12億3千万という事で予算とおりの決算を打てば24・25年度は剰余金が無いという事になります。また23年度の見込につきましても、これからの医療費等の状況で、もし残高が出れば剰余金積み立てて行くという形になろうと思いますけど、そんな訳で基本的には剰余金が無くなってもしょうがないという考え方で、ただ先程、中澤課長さんがおっしゃったように県の方の財政安定化基金は保険料の3%は必ず確保していかなければならないという事で約9億円ございまして3億6千万円を取り崩しても、まだ5億円程ございます。それを毎年毎年8千万円づつを国・県・広域で2億4千万円を積み立てることに決まっておりますので、それも積み立てられると思いますので、そういう物をまた不足の事態に備えてお願いしていくという事でございます。